

平成29年4月13日

筑後川河川事務所

平成24年九州北部豪雨にて堤防が決壊した矢部川で「河川防災ステーション」を整備
「六合地区河川防災ステーション」の整備計画が承認されました
～国と柳川市の連携整備に係る「確認書」の調印式を行います～

- 国土交通省では、水防活動や災害時の緊急復旧を行う拠点となる「河川防災ステーション」の整備を、市町村と一体となり進めています。
- このたび、矢部川六合地区河川防災ステーションの整備計画が承認されました。
- 今回、国と柳川市が連携して整備することを確認する「確認書」の調印式を下記の日時で行います。
- 九州では今回矢部川を含む2箇所が承認され、計10箇所が承認済みとなります。

■日時：平成29年4月20日(木)15:30～(30分程度)

■調印予定者：柳川市長、九州地方整備局河川部長

■会場：柳川市役所 庁議室(柳川庁舎3階)

【六合地区河川防災ステーションの主な整備内容】

- ・水防活動や緊急復旧を行う上で必要な土砂やコンクリートブロックなどの資材を事前に備蓄します。資機材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要なスペースを確保するための整備を行います。
- ・水防倉庫などの整備を行います。
- ・平常時の利活用等についても、国と市が連携・調整し取り組みます。

【参考】

本省記者発表 http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000023.html

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所
副所長 島元 尚徳(しまもと ひさのり)
調査課長 牟田 弘幸(むた ひろゆき)
TEL 0942 (33)9131(代表)

「六合地区河川防災ステーション」(国土交通省・柳川市)

市町村名 : 福岡県柳川市

対象河川 : 矢部川水系矢部川

1. 概要

矢部川では、平成24年7月洪水で堤防が決壊するなど、家屋等の浸水被害が発生しています。

六合地区河川防災ステーションは、矢部川水系の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの緊急用資材の備蓄、駐車場、ヘリポート等の整備を行うとともに、柳川市が水防センターを設置するなど、災害時の活動拠点となる施設です。

平常時は、地域の自主防災会の防災活動等の訓練や防災学習の場ともなる予定です。

2. 整備内容

河川防災ステーションは、計画堤防高以上に盛土した上で、以下の整備を行う予定です。

- ・緊急復旧用資材(根固めブロック等)の備蓄、ヘリポートなど
- ・水防センター(柳川市が整備予定)



※現時点のイメージです。今後変更となる可能性があります。

河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々のレクリエーションの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

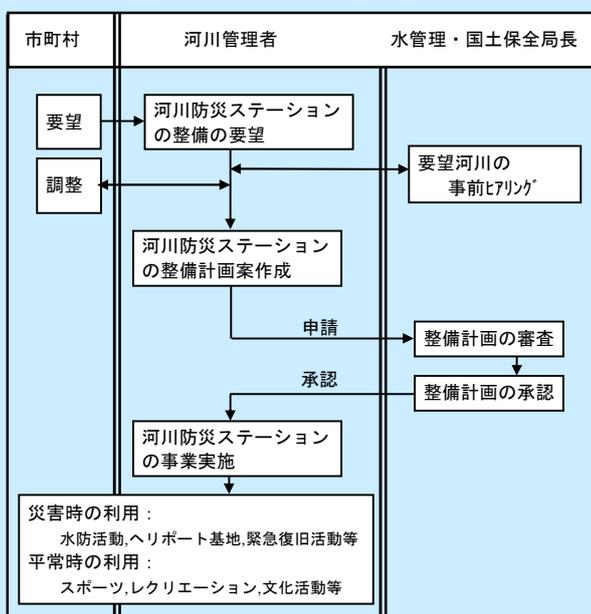
- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 集落や市街地に近く、通常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長の承認を受ける必要があります。

整備計画の申請は河川管理者が行いますが、水防管理者と一体として整備する施設ですので、市町村と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。よって、新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）と調整した上での要望をお願いいたします。

防災ステーション実施手順



【災害時の活用】

- ①緊急復旧用資材備蓄基地
- ②災害対策車輛基地
- ③車輛交換場所
- ④ヘリポート
- ⑤洪水時の現地対策本部
- ⑥水防団の待機場所
- ⑦水防倉庫
- ⑧一般住民の避難場所

【平常時の活用】

- ①コミュニティスペースとして地域に提供
- ②水防活動の訓練等に利用
- ③防災学習施設や川の情報発信拠点として水防センターを活用